# 第5回世田谷区農業委員会総会

日:令和5年12月27日(水)

場所:世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

# 第5回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時:令和5年12月27日(水)午後3時から

開催場所:世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員:会長 宍戸幸男、髙橋光正、清水希悦、髙橋哲也、井出孝行、細井誠一、長

島丈、吉村喜代隆、後藤宏、池田鏡一、植松智、森安一、本橋延隆、髙橋拓

司、矢藤茂、髙橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員:会長職務代理者 浦野美枝子、苅部嘉也

出席の職員:事務長 黒岩さや香、事務次長 松下順彦、主事 関智秋、主事 藤田遼二

# 会議次第

- 1. 開会
- 2. 会長挨拶
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について

【該当なし】

- (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
  - ・農地法第4条について

【該当なし】

- ・農地法第5条について
- (3) 第3号議案 その他の事項について
  - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 5. 協議事項
  - (1) 令和6年1月2総会日程(案)について
  - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
  - (3) 東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)

について

- 6. 報告事項
  - (1) ふれあい農園「トマトの収穫」の開催について
  - (2) 第65回東京都農業委員・農業者大会の開催について
- 7. その他
- 8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第5回世田谷区農業 委員会総会を開催いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1、第3号議案の資料がNo.2、協議事項の資料といたしまして、No.3、No.4、No.5、報告事項の資料としまして、No.6、No.7となっております。また、当日配付資料といたしまして、令和5年11月版東京都農業会議情報をお配りしております。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、次第2、会長挨拶から進めさせていただきます。 宍戸会長、よろしくお願い いたします。

# ○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日、浦野美枝子職務代理と苅部嘉也委員が欠席ですが、 過半数の出席がありますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、後藤宏委員、池田鏡一委員にお願いいたしますので、よ ろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、事務局からの報告のみとなります。 転用届出等の内訳ですが、農地法第5条に関する議案が1件となっております。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 初めに、第4条、第5条について改めて説明をさせていただきます。まず、農地を住宅等にする場合等は農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合で、所有者の変更を伴う場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地におきましては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出については、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No.1をご覧下さい。第2号議農地法第5条に基づく転用届出について。 受付番号5-5-22。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

○宍戸会長 この件について質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでし

ようか。

- ○真鍋委員 現況公衆用道路ということで、名義人が変わる訳ですけれども、これは、例 えば区道に編入されるとか、そういう意思はないのかとか、公衆用道路というのは私道と いうか位置指定道路でもないですよね。このまま固定資産税が免除される公衆用道路とし てこれからもやっていくということなのか、情報があったら教えて下さい。
- ○事務局 転用の目的なんですけれども、私道というふうに聞いております。かつ、一般 の方も通行が可能な状態の道路とするというようなお申出でございます。
- ○髙橋(光)委員 RealEstateというのは、不動産という英語ですよね。不動産屋さんなんですかね。
- ○事務局 譲受人は、おっしゃるとおり不動産の会社でございます。
- ○宍戸会長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにご質問がないようですので、第2号議案の報告は終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今月は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願7件を審議いたします。

1件目と2件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No. 2-1、2-2をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○井出委員 (委員より、調査内容について報告) 以上でございます。
- ○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

○ 宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目と4件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No. 2-3、2-4をご覧下さい。第 3 号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- 宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をよろしくお 願いいたします。
- ○池田委員 (委員より、調査内容について報告)以上です。
- ○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No. 2-5をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている 旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○植松委員 (委員より、調査内容について報告) 以上でございます。
- ○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

### (「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

#### (賛成者举手)

○ 宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目の説明を事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 資料No. 2-6をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明 願について。

## (事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

- ○宍戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいた します。
- ○高橋(哲)委員 (委員より、調査内容について報告) 以上です。
- ○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

#### (賛成者举手)

○ 宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、7件目の説明を事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No. 2-7をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

### (事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○ 宍戸会長 この件について調査されました清水希悦委員、調査結果の報告をお願いいた します。 ○清水委員 (委員より、調査内容について報告) 以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者举手)

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

これをもちまして第3号議案の審議は終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和6年2月の総会日程(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.3、令和6年2月の総会日程(案)についてをご覧下さい。

次回1月の総会開催日時につきましては、令和6年1月31日水曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎第5委員会室での開催が決定しております。

令和6年2月の開催日時につきましては、お手元の資料は2月29日木曜日午後3時からと記載されておりますが、この後またお話があるかもしれませんが、新年会というようなお話もございましたので、もしよろしければ、午後4時からの開催とさせていただきまして、会場は三軒茶屋分庁舎5階オリオンということで開催を予定したいと思っております。以上、よろしくご協議をお願いいたします。

○ 宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで しょうか。

(「なし」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、原案どおりと決定いたします。

続きまして、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4をご覧下さい。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

本件は、生産緑地指定後30年を経過した農地についての買取り申出となります。12月8日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取りの申出はないという結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。内容等は資料No.4をご確認いただければと思います。

以上でございます。

○ 次戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで しょうか。

## (「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

続きまして、(3)の東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案) についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.5をご覧下さい。東京都農業会議を通じて提出する国・都の施 策等に対する要望(案)について説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律第53条に基づき、区市町村の農業委員会は、東京都農業会議 を通じて、国や東京都に農地利用最適化推進施策等の改善について具体的な意見を提出し なければならないとされております。

本件に関しましては、11月の総会において委員の皆様のご意見を伺ったところですが、 期日とさせていただきました12月11日までにご意見はございませんでした。

事務局で再度確認を行いましたところ、都に対する要望の②でございますけれども、東京都の支援事業の枠組みが今年度より変更されておりまして、それを反映できておりませんでしたので、これに対応するため文言を若干修正させていただいております。

具体的には、都市農地活性化事業を含んだ様々な事業と合わせた枠組みとなっておりますために、「都市農地活性化事業」としておりましたところを「東京都が実施する農業者向けの支援事業」と広くさせていただいております。また、対象が認定農業者に限られてお

りましたけれども、その枠組みですと認定農業者に限らないという部分がございましたので、その認定農業者の部分の文言を削除させていただいております。

修正前を読み上げますが、「都市農地活性化事業について、区市町村を挟まずに認定農業者が単独で都に直接申請ができるようにし、手続の簡素化を要望する」。これを改めまして、 修正案に関しましては、「東京都が実施する農業者向けの支援事業について、区市町村を挟まずに都に直接申請ができるようにし、手続の簡素化を要望する」とさせていただいております。ご確認をお願いいたします。

なお、前回の総会において、都に対する要望の②について、真鍋委員から、実際に農業者の皆様から煩雑だといった声があるのかというご質問をいただきましたので、改めてJAにも確認を行いましたところ、やはり煩雑であるとの声が聞かれるということでございました。

なお、この後の流れですけれども、東京都農業会議に提出しました意見は、来年1月12日に開催予定の区内地区農業委員会検討会にて集約をされ、2月15日に開催される第65回東京都農業委員会・農業者大会において国に対する要望を決定し、また、3月の東京都農業会議通常総会において東京都に対する意見を決定し、要請活動に取り組んでいく予定となっております。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいで しょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、原案どおり東京都農業会議に提出いたします。

以上をもちまして次第5の協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

- (1)と(2)について、事務局から報告をお願いいたします。
- ○事務局 それでは、まず資料No.6をご覧下さい。報告事項の1つ目は、ふれあい農園「トマトの収穫」の開催についてです。

周知方法につきましては、1月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等で ご案内をさせていただきます。

続きまして、資料No.7の第65回東京都農業委員会・農業者大会の開催についてのご案内でございます。

今年度は、令和6年2月15日木曜午後1時から3時まで、昭島市のFOSTERホールで行われます。

東京都農業委員会・農業者大会は、農業委員をはじめ関係団体が一堂に会する大会として、全農業委員の参加を求められておりますことから、できるだけ多くの皆様のご参加をいただきますようお願い申し上げます。

当日は事務局でバスを借り上げております。まだ時間は未定ですが、午前9時頃をめどに、JA東京中央砧支店、JA世田谷目黒ファーマーズセンター、JA東京中央本店の3か所を経由いたしまして、会場である昭島市に向かう予定でございます。また、帰りにつきましては逆回りに各JAを経由してお送りをさせていただきたいと思います。

なお、当日の昼食なんですが、以前はホテルでレストランを団体予約しておりましたが、 実は該当のホテルが閉館となってしまいまして、旅行代理店に提携のお店を探していただいたんですが、現在、団体利用で確保できるレストランがございませんでしたので、恐れ入りますが、昭島駅まで、会場周辺まで直接運行をさせていただきまして、駅周辺で各自でお食べいただき、午後1時の開会までに会場にお入りいただきたくお願いをいたします。

なお、本日時点でご欠席、都合が悪いよという方がいらっしゃいましたらお手を挙げていただけると助かるんですが、今のところはよろしいですか。本日以降なんですが、受付等の都合がございますので、もしご欠席という形になったときには、1月18日までに事務局にご一報をお願いしたいと思います。

2月15日当日の行程等の詳細につきましては、来月1月の農業委員会総会でお知らせを させていただきます。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上となります。

- ○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。
- ○本橋委員 バスで向かわれるということなんですけれども、絶対バスでなきゃいけない んですか。
- ○事務局 この大会は全委員が参加しようというところもあって、事務局でバス代を予算 化して出しますので、できるだけ利用いただきたいとは思います。ただ、個別事情ある方 については後程またご相談をさせていただきたいと思います。

以上です。

○宍戸会長 ほかに質問がございましたら。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 なければ、以上で報告事項を終了いたします。

次に、次第7のその他についてですが、何かありますよね。

○事務局 前々回に真鍋委員から、昨年度、改選前の農業委員さんの中で整理した事項に ついて情報共有した方がいいのではないかというご意見をいただき、資料を用意いたしま したので、説明させていただきます。

A3の縦のちょっと細かい表になっておるんですが、今お配りしております。右上を見ていただきますと、農業委員会内部資料取扱注意ということで、令和4年6月28日、昨年度の6月末にこの農業委員会で共有した資料となっております。

内容としては、農業用等施設の設置に関する判断状況に関するたたき台ということで、 生産緑地に設置可能な施設だったり、納税猶予を受けている土地で設置可能な施設を何と か簡単に判断できるようにできないかというお話があって、当時、農業委員さんがたたき 台を作って下さって、事務局で東京都農業会議に確認しながら作成したものになっていま す。

まず、表の読み方ですけれども、左上に施設種類とあって、その下にビニールハウスだとか温室だとか、どのような施設か、というのが入っています。一番上の段の横で見ていただくと、現在生産緑地である場所への設置の可否だとか、納税猶予を受けている生産緑地への設置の可否、その下を見ていただくと〇だとか $\times$ だとか $\triangle$ がありますが、それをつけた根拠が関連根拠法令等ということで、生産緑地法、租税特別措置法、農地法、国からの通知、の4種類、が記載されています。

こちらを取扱注意で、かつ、たたき台のまま確定はせずで、限られたこの農業委員さんのみで共有している理由としましては、一番下の※1にあります。東京都の農業会議からも強く言われておるのですが、この一覧表は目安であって、○となっているものでも、規模や目的によって許可が必要になる場合や設置不可となる場合がある、設置をする際には全て個別の確認が必要になると。その中で○だったり△をつけているという状態です。○がついているものも、それが例えば畜舎だったら、それが畜舎と見えるかどうかの判断が周辺状況だとかその畜舎の大きさ、そういうもろもろの個別条件で変わってくるので、これは畜舎だと思って我々が見たものが、それは畜舎とは見なさないと税務署から言われる可能性があるという危険を含んだ表だということをご理解いただきたいというものです。なので、参考に配布させて頂いているというところでございます。

個別の説明は割愛させていただきますけれども、備考欄での記載だとか、△だとか○の

記載というのは、都の農業委員会からコメントとしていただいているものですし、下にある例えば※2のこれらの施設というのは左の製造・加工・販売等施設の※2のところで、これらの施設については設置をする上での条件が別途定められているということなので、ここで○と書いてあっても、別の法律で×になってしまう可能性もあったりだとか、これだけで見ても判断できないものだということでご理解下さい。

下の注意書きはかなり重要なので、読ませていただくと、※3というのは一番上の関連根拠法令等の一番左側の生産緑地法8条2項の※3で、90㎡以下の施設を設置する際は事前に許可申請を行う必要はありませんと書かれてあります。

あと、※4がこの表全体に係る内容なんですけれども、この一覧表については、現に制度を適用されている農地に設置する際の目安なので、生産緑地に新規追加する場合だとか、納税猶予の適格者証明を受ける際、最初の納税猶予適用地とする場合は、この一覧表は参考になりませんのでご留意下さいということで記載しています。

△については、○と同様、より個別判断を要するものです。参考としてまとめた表だということで十分にご理解いただいて、今回皆さんにいろいろと細かい留意点を考慮した上でご覧いただければと思います。

私からは以上です。

何かご質問とかがあれば。もしあれでしたら、次回とかでもいいですし。

- ○宍戸会長 どうでしょうか。もし改めて質問等がございましたら、事務局にまたお聞き いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。よろしいですか。
- ○井出委員 今、この表を見て分かるように、△が結構ありますよね。一番これは曖昧なところだと思うんですけれども、今度、新しく委員にならしてもらって、農地パトロールというのを行わせてもらったときも、やっぱり個人で判断するのは非常に△が多いんですね。○はありますけれども、×はつけたくないというところもあって、なかなか皆さんの感覚が違う。

こういうものがあっても、うちは年中、コンクリートを張ったのが早かったりいろいろとあったもので、農協からつつかれたり、もう危ないよとか随分言われたんですけれども、結局は今オーケーなんです。農協とかはそういうことを知らないんですね。制度が変わってきて、これも、施設全面コンクリは駄目ですけれども、通路はオーケーなんです。それを何回も私は説明したんですけれども、駄目だとか、非常に細かいところ。

今日私の言いたいのはこれじゃなくて、この委員会は非常に欠点探しが多いと思うんで

すよ。あそこがいけない、ここがいけない、何がいけない。私は、委員会というのは、いいところもあると思うんですよね。例えば優秀な農家がありますね。二重丸か三重丸をつけたいような農家がある訳ですよ。そういうところを、今、年2回表彰式をやっていますけれども、例えばああいう機会に優秀農家とか優良農家、モデル農家みたいな形で、世田谷区推薦農家を1地域1人ずつでも毎年出して表彰するような。今の子どもの教育もそうですけれども、利点、いいところを伸ばすみたいなやり方をしていますから、そういう農家をどんどん増やすことによって、あそこはすばらしいんだとか、基準が分かってくる訳ですね。今、私も見ていて、どれがいいんだか悪いんだか分からないときがある訳です。

認定認証農家もありますけれども、そういうものとは別に、面積、要件関係なく、地域に密接したすばらしい農業をやっている農家を農業委員会が推薦して、そういう機会に表彰していけば、そういう農家が増えればもうこんなことをやる必要はない訳ですね。東京都のそういう制度があるかどうか分からないんですけれども、世田谷区独自のそういう制度を作っていけたらなと思って提案してみました。

○宍戸会長 いい意見をいただきまして、ありがとうございます。今、一生懸命農家をやっている方、そういうところから全農家さんの見本としてやっていただくところをぜひ皆さんに知ってもらいながら、世田谷農業を少しでも発展させるようなことを考えることもこれから必要だと思います。また、これは各農協も携わることなので、事務局と話合いをしながら、この場所でまた説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○真鍋委員 この資料を作るに際して、生産緑地ならば本来認められているものが、先程 のご発言もありましたが、何でも駄目だと言った方が指導としては問題がないみたいなこ とはかつてあったようで、それは違うんじゃないかという農業委員さんからの指摘があり ました。

それから、貸借円滑化法ができて、相続税納税猶予を受けた農地でも、簡易トイレであるとか水の洗い場であるとか作業器具置場とか、猶予を受けているのに北沢税務署管内ではオーケーになっているというところを現地に視察に行ったりしたんです。これは、今まで相続税納税猶予を受けているところは、生産物を作っているところ以外は一切合財全部駄目なんだという常識から変わったんじゃないかという話もありまして、それならば、生産緑地で認められるもの、相続税納税猶予として農地でも認められるものを1回整理しようという話になって、砧の方からから出ている海老澤健前委員がたたき台を作られて、それで事務局がそれにバックアップして農業委員会等とも相談してできたのがこれだと思う

んです。

これの趣旨は、従来何でも駄目だと言ったものが駄目じゃないぞと、これはやりようによってはできるぞという逆の見方でこういうものをやっておかないと、何でもかんでもこれは無理です、これは駄目ですと言っていたら前に進みませんので、いや、これは大丈夫だぞ、これは時と場合によっては税務署がオーケーと言うよというような、駄目というよりも可能性があるということでその当時捉まえていたつもりだったと思います。

ですから、もちろんケース・バイ・ケースになって、先程言った当該地は相続税納税猶予で認められたけれども、それが全般的に同じなのかといったら、その税務署さんはケース・バイ・ケースなので今後また相談してくれと言われて、統一見解が出ていないというのが事実という報告があったんです。ただし、逆に言うと、それで認められているところもあるんだよという実例にもこれはなっていると思うので、この資料はそういう意味で前向きな可能性、今までは駄目だと言われたものが可能性はあるよという意味での捉え方というのもその当時していましたので、これをもうちょっと精度をきちっとするのと、先程の国等に対する要望書というのは、生産緑地と相続税納税猶予を受けた生産緑地との差を解消してくれというのも中にあったと思うんですが、それが今の流れじゃないかなと思ったので、取りあえず、そのときの経過になりますが、お話しさせてもらいました。

以上です。

○宍戸会長 特に△というところを○と考えてしまった場合には問題も出てくる可能性もあるので、△のところはよく税務署だったりいろんなところから聞きながら対処してもらった方が。もし、それがいいと言って、それが何か駄目だとなったときには、やっぱり農家さんはかなり負担となってしまう訳ですから、そういう部分で△にしている部分もございます。もしそこで何か問題が出たら、特に税の関係だと税務署さんの意向で変わってしまいますので、そこはよく話合いをしてもらって、できるのであればそれで○にしていただいても結構だと思うんです。そういうところを加味していると思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにご意見がなければこれで農業委員会総会を終了させていただきますけれども、よ ろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長では、終了とさせていただきます。

それでは、黒岩事務長より閉会の挨拶をよろしくお願いいたします。

(事務長挨拶)

この議事録は、令和5年12月27日(水)開催の第5回農業委員会総会の議事録に相違 ありません。

世田谷区農業委員会 会長 宍戸幸男